

板橋区健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱

(平成20年3月31日区長決定)

(平成25年6月17日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、都と連携し、公衆浴場の改築又は改修費用を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した区民の健康増進及び区民相互の交流促進等、区民の福祉の向上を図るとともに、区民の入浴機会の確保に役立てることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、東京都板橋区公衆浴場法施行条例（平成24年板橋区条例第9号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場をいう。

2 この要綱において「所有者」とは、公衆浴場を所有する者をいう。

3 この要綱において「経営者」とは、公衆浴場を現に経営し、公衆浴場の改築又は改修について所有者の承諾を得た者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、公衆浴場の所有者又は経営者が行う既設公衆浴場の改築又は改修事業のうち、[別表第1](#)に定める施設・設備を設置するものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合を除き、他の公的制度の対象となっている改築又は改修事業は除く。

2 補助事業は、公衆浴場の所有者又は経営者による事業計画のうち、東京都による健康増進型公衆浴場改築支援補助制度の適用が見込め、かつ、次の各号のいずれかに該当することを条件とする。

(1) 板橋区等が実施する介護予防事業、健康増進事業等において、当該公衆浴場の協力が見込めるもの。

(2) 公衆浴場の所有者または経営者が、当該公衆浴場で自ら介護保険事業、健康増進事業等を実施すること。

(3) 前二号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めること。

(補助対象者)

第4条 補助を受けることができる者は、公衆浴場の所有者又は経営者であって、改築事業にあつては15年以上、改修事業にあつては10年以上公衆浴場の営業を継続する意思を有し、事業税及び区民税を現に滞納していない者とする。ただし、暴力団等（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年10月30日東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(補助内容)

第5条 区は、第3条に規定する補助事業を実施する公衆浴場の所有者又は経営者に対し、その改築又は改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助対象施設整備費の限度額)

第6条 区が補助の対象とする補助対象施設整備費の限度額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 改築事業については、1施設につき3億円
- (2) 改修費用については、1施設につき8千万円

2 補助対象施設整備費の内容は、次の各号に掲げる費用で、別表第2により算出して得られた額とする。

- (1) 本体工事費
- (2) 附帯設備費
- (3) 初度調弁費
- (4) 設計・工事監理委託費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象施設整備費の20分の1とし、次の各号の金額を超えないものとする。

- (1) 改築事業については、1施設につき1千500万円
- (2) 改修事業については、1施設につき400万円

(助成申請)

第8条 補助を受けようとする者は、事業計画とともに健康増進型公衆浴場改築支援補助助成申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 工事設計書及び見積書
- (2) 既存の浴場施設の営業許可書の写し並びに建物及び土地の登記事項証明書(借地の場合は、土地所有者の建築承諾書)
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 前年度の事業税及び区民税の納税証明書
- (5) 印鑑証明書
- (6) 法人の場合は、法人税申告書及び決算書の写し(過去1ヵ年の直近の決算期間) 個人の場合は、所得税確定申告書及び決算書の写し(過去1ヵ年の直近の決算期間)
- (7) 営業継続期間保証書(別記第2号様式)
- (8) 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合板橋支部の組合員である公衆浴場の所有者又は経営者が申請する場合は、同支部の意見書
- (9) 誓約書(別記第3号様式)

(10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成決定)

第9条 区長は、第8条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には助成決定し、健康増進型公衆浴場改築支援補助助成決定書（別記第4号様式）により、また、助成しないことと決定したときは、通知書（第5号様式）により、それぞれ通知する。

2 区長は、必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が第4条ただし書に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会するものとする。

(助成申請の撤回)

第10条 助成決定を受けた者は、助成決定の内容又は条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

(助成決定の辞退)

第11条 助成決定を受けた者が、交付決定前に助成決定を辞退する場合は、速やかに辞退届（第6号様式）を区長に提出するものとする。

(工事の着工時期及び期間)

第12条 助成決定を受けた者は、東京都健康増進型公衆浴場改築支援補助助成決定通知を受けた日から起算して60日以内に、助成決定にかかる工事に着手するものとし、かつ、速やかに工事着手届（第7号様式）を区長に提出し、その確認を受けるものとする。

2 助成決定を受けた者は、助成決定にかかる工事に着手した日から起算して1年以内に当該工事を完了しなければならない。

(変更承認申請)

第13条 助成決定を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（第8号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 助成決定に係る工事内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 工事の着工時期及び工事期間について、第12条第1項及び第2項に規定する期間を超える変更をしようとするとき。

(変更承認)

第14条 区長は、第13条の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、変更承認書（第9号様式）により、又、変更を承認しないときは、変更不承認通知書（第10号様式）により、それぞれ通知する。

(助成決定の取り消し)

第15条 区長は、助成決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成決定を受けたとき。
 - (2) 区長の承認を受けずに、助成決定に係る工事内容を著しく変更したとき。
 - (3) 正当な理由なく、第 12 条第 1 項に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。
 - (4) 東京都が健康増進型公衆浴場改築支援補助の助成をしないことと決定したとき。
 - (5) 前 4 号に定めるもののほか、助成決定の条件又は区長の指示に違反したとき。
 - (6) 助成決定を受けた者（法人その他の団体に合っては、代表者、役員又は使用人その他の従業者もしくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成決定を取り消したときは、助成決定取消通知書（第 11 号様式）により通知する。

（助成決定に関する届出事項）

第 16 条 助成決定を受けた者が、交付決定前に、住所又は氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）の変更その他重要な事項に変更を生じたときは、すみやかに区長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第 17 条 助成決定を受けた者は、助成対象施設の工事請負契約を締結した日から起算して 30 日以内に、補助金交付申請書（第 12 号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 助成決定に係る工事請負契約書の写し
- (2) 東京都健康増進型公衆浴場改築支援補助助成決定書の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

第 18 条 区長は、第 17 条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定書（第 13 号様式）により、また、交付しないことと決定したときは、補助金不交付決定通知書（第 14 号様式）により、それぞれ通知する。

- 2 区長は、前項の場合において必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

（申請の撤回）

第 19 条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

（工事完了報告）

第 20 条 補助金の交付決定を受けた者は、助成に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届（第 15 号様式）を区長に提出し、確認を受けなければならない。

(補助金の交付手続き)

第 21 条 区長は、第 20 条の規定による工事完了届を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定書（第 16 号様式）に
より通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、区長が指定する期日までに、請求書（第 17 号様式）を提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の支払いを適当と認めるときは、これを支払うものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、区長が必要と認めるときは、補助金額を工事の進捗状況に応じて交付することができる。
- 5 補助金の交付を受けた者が補助金に相当する額の支払いを完了したときは、支払いの日から起算して 10 日以内に支払い完了届（第 18 号様式）を区長に提出し、その確認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 22 条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止したとき。
 - (2) 補助事業に係る施設・設備を補助金の交付の目的に反して処分したとき。
 - (3) 事業税及び区民税を滞納したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、補助金交付決定の内容若しくは条件又は法令に違反したとき。
 - (6) 補助金の交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 23 条 区長は、第 22 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付決定後の届出事項)

第 24 条 補助金の交付決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 補助事業に係る施設・設備について火災、地震等の災害その他重大な事故が生じたとき。
- (2) 第 22 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当したとき。

(3) 住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）の変更その他重要な変更を生じたとき。

(財産処分の制限等)

第 25 条 補助金の交付を受けた者は、この補助事業により取得した財産について、補助金の交付を受けた日から次の各号に掲げる期間は、区長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

(1) 改築事業については、15 年

(2) 改修事業については、10 年

2 区長は、補助金の交付を受けた者が、前項に掲げる期間内に区長の承認を受けて補助事業により取得した財産を処分した場合、交付金額を上限として返納させることができる。

3 前項に定める区長の承認を受けて処分した場合における返納金は、[別表 3](#)に掲げる算式によって算出して得られた額とする。ただし、改修事業については、同算式中 15 年を 10 年と読み替えて算出して得られた額とする。

(委任)

第 26 条 この要綱の施行については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年 3 月 31 日、東京都板橋区規則第 3 号）によるほか、必要な事項は産業経済部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この一部改正は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

区 分	補助対象施設・設備	
	必須施設・設備	任意施設・設備
1 区民の健康増進、区民相互の交流の促進等が図れる施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・20人程度を対象とするミニデイサービスや健康増進事業等が実施可能な、30㎡以上のロビー、脱衣室等の施設 ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準じたバリアフリー化(手すり、滑り止め、段差解消、エレベータ等) ・受動喫煙防止のための設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場 ・泡、ジェット、電気、露天、水、サウナ風呂等
2 地域貢献に資する施設・設備 (1) 環境に配慮した燃料使用に係る施設・設備 (2) 災害時の地域拠点となる施設・設備 (3) その他地域貢献に資する施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用した燃焼設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽による給水など災害時の地域拠点となるもの ・地域の公的施設等併設

別表第2

1 本体工事費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体工事費 本体工事費 × 健康増進型公衆浴場延床面積 / 総工事延床面積 ・ 公衆浴場用駐車場、駐輪場工事費一式 <p>※改修事業で併せて耐震改修を行う場合は、その経費を含む。</p>
2 附帯設備費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進型公衆浴場用設備工事費（居宅等の非対象部分を除く。） ・ 災害時の地域拠点となる設備工事費 ・ その他地域貢献に資する設備工事費
3 初度調弁費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の本体工事、附帯設備工事にかかる初度調弁費
4 設計・工事監理委託費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計工事監理委託費 × 健康増進型公衆浴場延床面積 / 総工事延床面積

別表第3

(365日×15年－補助金交付日から財産を処分した日までの日数)

$$\text{返納額} = \text{交付金額} \times \frac{\text{(365日×15年)}}{\text{(365日×15年)}}$$